



# 栃木県公報

平成26年  
3月31日(月)  
号外  
第35号

## 目次

### 条 例

○栃木県県税条例の一部改正..... 1

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇栃木県県税条例の一部改正（栃木県条例第33号）

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

#### 1 自動車取得税関係

自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を100分の3（現行100分の5）に、営業用の自動車及び軽自動車の取得に対して課する税率を100分の2（現行100分の3）に引き下げることとしました。（附則第27条の2関係）

#### 2 自動車税関係

(1) 平成26年度及び平成27年度に新車新規登録された自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとしました。

ア 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成27年度燃費基準値より20%以上燃費性能が良く平成32年度燃費基準値を満たすもの等について、税率をおおむね100分の75軽減すること。

イ 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いものについて、税率をおおむね100分の50軽減すること。

(2) 平成26年度又は平成27年度において新車新規登録からディーゼル車にあっては11年、ガソリン車等にあっては13年を経過した自動車について、その翌年度から税率をおおむね100分の15重課することとしました。（以上附則第28条関係）

#### 3 所要の規定の整備をすることとしました。

#### 4 施行期日等

(1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

## 条 例

栃木県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県条例第三十三号

#### 栃木県県税条例の一部を改正する条例

栃木県県税条例（平成十七年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第八十三条中「（法第七十三条の二十七の四第二項及び第七十三條の二十七の六第二項において準用する場合を含む。）及び第七十三條の二十七の五第二項」を、「第七十三條の二十七の四第二項（法第七十三條の二十七の五第二項及び第七十三條の二十七の七第二項において準用する場合を含む。）及び第七十三條の二十七の六第二項」に改める。

第百十九条中「延長」の下に「又は第四十二条（特定開発者である試掘権者の試掘権のみなし存続期間）」を加える。

附則第二十七条の二中「自家用の自動車」を「営業用の自動車（に、「」以外のものを「以下この条において同じ。）を除く。）及び軽自動車」に、「百分の五」を「百分の二」に改める。

附則第二十八条第一項中「同項に規定する」を削り、「専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則附則第五条第二項に規定するもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第三項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第二項に規定するもの及び法附則第十二条の三第一項に規定する」を「メタノール自動車、混合メタノール自動車及び」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第一号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「初めて」を「最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表を次のように改める。

第百六条第一項第一号イ	七千五百円	八千六百元
	八千五百円	九千七百元
	九千五百円	一万九百元
	一万三千八百円	一万五千八百円
	一万五千七百元	一万八千円
	一万七千九百元	二万五千元
	二万五千元	二万三千五百円
	二万三千六百元	二万七千五百円
	二万七千二百円	三万二千二百円
	四万七百元	四万六千八百円
第百六条第一項第一号ロ	二万九千五百円	三万三千九百元
	三万四千五百円	三万九千六百元
	三万九千五百円	四万五千四百円
	四万五千元	五万七千七百元
	五万千元	五万八千六百元
	五万八千円	六万六千七百元
	六万六千五百円	七万六千四百円
	七万六千五百円	八万七千九百元
	八万八千円	十万千二百円
	十一万円	十二万七千六百元

第百六条第一項第二号イ	六千五百円	七千五百円
	九千円	九千九百円
	一万二千円	一万三千二百円
	一万五千円	一万六千五百円
	一万八千五百円	二万三百円
	二万二千円	二万四千二百円
	二万五千五百円	二万八千円
	二万九千五百円	三万二千四百円
	四千七百円	五千五百円
	第百六条第一項第二号ロ	八千円
一万千五百円		一万二千六百円
一万六千円		一万七千六百円
二万五百円		二万二千五百円
二万五千五百円		二万八千円
三万円		三万三千円
三万五千円		三万八千五百円
四万五百円		四万四千五百円
六千三百円		六千九百円
第百六条第一項第二号ハ(1)		七千五百円
	一万五千五百円	一万六千六百円
第百六条第一項第二号ハ(2)	一万二百円	一万千二百円
	二万六百元	二万二千六百円
第百六条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	二万九千五百円
	三万二千円	三万五千二百円
	三万八千円	四万千八百円
	四万四千元	四万八千四百円
	五万五百円	五万五千五百円
	五万七千円	六万二千七百円
	六万四千元	七万四百円
第百六条第一項第三号ロ	三万三千円	三万六千三百円
	四万千円	四万五千五百円
	四万九千円	五万三千九百円
	五万七千円	六万二千七百円
	六万五千五百円	七万二千円

	七万四千元	八万四千元
	八万三千元	九万三千三百円
第百六条第一項第四号	四千五百円	五千百円
	六千元	六千九百円
第百六条第一項第五号イ	二万三千六百円	二万七千百円
	二万七千六百円	三万七千七百円
	三万六千六百円	三万六千三百円
	三万六千円	四万四千四百円
	四万八千円	四万六千九百円
	四万六千四百円	五万三千三百円
	五万三千二百円	六万千百円
	六万二千二百円	七万三百円
	七万四千円	八万九百円
	八万八千八百円	十万二千百円
第百六条第一項第五号ロ(1)	九千円	九千九百円
	一万八千五百円	二万三百円
第百六条第一項第五号ロ(2)	一万五千五百円	一万二千六百円
	二万五千五百円	二万八千円
第百六条第二項第一号	三千七百円	四千百円
	四千七百円	五千二百円
	六千三百円	六千九百円
第百六条第二項第二号	五千二百円	五千七百円
	六千三百円	六千九百円
	八千円	八千八百円

附則第二十八条第二項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる自動車（法附則第十二条の三第二項（自動車税の税率の特例）に規定する電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成二十六年分自動車税に係る第百六条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの
- 二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で

平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

第六條第一項第一号イ	七千五百円	八千二百円
	八千五百円	九千三百円
	九千五百円	一万四五百円
	一万三千八百円	一万五千五百円
	一万五千七百円	一万七千二百円
	一万七千九百円	一万九千六百円
	二万五百円	二万二千五百円
	二万三千六百円	二万五千九百円
	二万七千二百円	二万九千九百円
	四万七百円	四万四千七百円
第六條第一項第一号ロ	二万九千五百円	三万二千四百円
	三万四千五百円	三万七千九百円
	三万九千五百円	四万三千四百円
	四万五千円	四万九千五百円
	五万千円	五万六千五百円
	五万八千円	六万三千八百円
	六万六千五百円	七万三千百円
	七万六千五百円	八万四千百円
	八万八千円	九万六千八百円
	十一万千円	十二万二千百円
第六條第一項第二号イ	六千五百円	七千百円
	九千円	九千九百円
	一万二千円	一万三千二百円
	一万五千円	一万六千五百円
	一万八千五百円	二万三百円
	二万二千円	二万四千二百円
	二万五千五百円	二万八千円
	二万九千五百円	三万二千四百円
	四千七百円	五千百円
	第六條第一項第二号ロ	八千円
一万千五百円		一万二千六百円
一万六千円		一万七千六百円
二万五百円		二万二千五百円

	二万五千五百円	二万八千円
	三万円	三万三千円
	三万五千元	三万八千五百円
	四万五千元	四万四千五百円
	六千三百円	六千九百元
第六十六条第一項第二号イ(1)	七千五百円	八千二百円
	一万五千百元	一万六千六百元
第六十六条第一項第二号イ(2)	一万二千元	一万二千二百円
	一万六百元	一万二千六百元
第六十六条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	二万九千百元
	三万二千元	三万五千二百円
	三万八千元	四万八千八百円
	四万四千元	四万八千四百円
	五万五千元	五万五千五百円
	五万七千元	六万二千七百元
	六万四千元	七万四千元
第六十六条第一項第三号ロ	三万三千元	三万六千三百円
	四万千元	四万五千元
	四万九千元	五万三千九百元
	五万七千元	六万二千七百元
	六万五千五百円	七万二千元
	七万四千元	八万四千四百円
	八万三千元	九万三千三百円
第六十六条第一項第四号	四千五百円	四千九百元
	六千元	六千六百元
第六十六条第一項第五号イ	二万三千六百元	二万五千九百元
	二万七千六百元	三万三千元
	三万六千六百元	三万四千七百元
	三万六千元	三万九千六百元
	四万八百元	四万四千八百円
	四万六千四百円	五万千元
	五万三千二百円	五万八千五百円
	六万二千二百円	六万七千三百円
	七万四千元	七万七千四百円

第百六条第一項第五号ロ(1)	八万八千八百円	九万七千六百円
	九千円	九千九百円
第百六条第一項第五号ロ(2)	一万八千五百円	二万三百円
	一万五千五百円	一万二千六百円
第百六条第二項第一号	二万五千五百円	二万八千円
	三千七百元	四千百円
	四千七百元	五千二百円
第百六条第二項第二号	六千三百円	六千九百円
	五千二百円	五千七百元
	六千三百円	六千九百円
	八千円	八千八百円

附則第二十八条第三項中「前項の表」を「次の表」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項に次の表を加える。

第百六条第一項第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千円
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五百円
第百六条第一項第一号ロ	二万九千五百円	一万五千元
	三万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	二万円
	四万五千元	二万二千五百円
	五万千円	二万五千五百円
	五万八千円	二万九千円
	六万六千五百円	三万三千五百円
	七万六千五百円	三万八千五百円
	八万八千円	四万四千元
	十一万千円	五万五千五百円

第百六条第一項第二号イ	六千五百円	三千五百円
	九千円	四千五百円
	一万二千円	六千円
	一万五千円	七千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
	二万二千円	一万円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千五百円	一万五千円
	四千七百元	二千四百円
	第百六条第一項第二号ロ	八千円
	一万五千五百円	六千円
	一万六千円	八千円
	二万五百円	一万五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	三万円	一万五千円
	三万五千円	一万七千五百円
	四万五百円	二万五百円
	六千三百円	三千二百円
第百六条第一項第二号ハ(1)	七千五百円	四千円
	一万五千五百円	八千円
第百六条第一項第二号ハ(2)	一万二千元	五千五百円
	二万六百元	一万五百円
第百六条第一項第三号イ(1)	一万二千円	六千円
	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千円
	二万円	一万円
	二万二千五百円	一万五千五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千円	一万四千五百円
第百六条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千円	一万六千円
	三万八千円	一万九千円
	四万四千元	二万二千円
	五万五百円	二万五千五百円



第百六条第一項第三号ロ	五万七千円	二万八千五百円
	六万四千円	三万二千円
	三万三千円	一万六千五百円
	四万千円	二万五百円
	四万九千円	二万四千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千円
	七万四千円	三万七千円
第百六条第一項第四号	八万三千円	四万五千五百円
	四千五百円	二千五百円
第百六条第一項第五号イ	六千円	三千円
	二万三千六百円	一万二千円
	二万七千六百円	一万四千元
	三万千六百円	一万六千元
	三万六千円	一万八千元
	四万八千円	二万五百円
	四万六千四百円	二万三千五百円
	五万三千二百円	二万七千元
	六万千二百円	三万千元
	七万四千円	三万五千五百円
第百六条第一項第五号ロ(1)	八万八千八百円	四万四千五百円
	九千円	四千五百円
第百六条第一項第五号ロ(2)	一万八千五百円	九千五百円
	一万千五百円	六千円
第百六条第二項第一号	二万五千五百円	一万三千円
	三千七百円	千八百円
	四千七百円	二千三百円
第百六条第二項第二号	六千三百円	三千二百円
	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円

附則第二十八条第四項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条に次の二項を加える。

5 法附則第十二条の三第六項各号に掲げる自動車に対する第百六条の規定の適用について

は、当該自動車平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百六条第一項第二号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千元
	一万七千九百円	四千五百円
	二万五百円	五千五百円
	二万三千六百円	六千元
	二万七千二百円	七千元
	四万七千円	一万五千元
第百六条第一項第二号ロ	二万九千五百円	七千五百円
	三万四千五百円	九千元
	三万九千五百円	一万円
	四万五千元	一万五千五百円
	五万千元	一万三千元
	五万八千円	一万四千五百円
	六万六千五百円	一万七千元
	七万六千五百円	一万九千五百円
	八万八千円	二万二千元
	十一万千元	二万八千元
第百六条第一項第二号イ	六千五百円	二千円
	九千円	二千五百円
	一万二千元	三千円
	一万五千元	四千元
	一万八千五百円	五千円
	二万二千元	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千五百円	七千五百円
	四千七千円	千二百円

第百六条第一項第二号ロ	八千円	二千円
	一万千五百円	三千円
	一万六千円	四千円
	二万五百円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	三万円	七千五百円
	三万五千円	九千円
	四万五百円	一万五百円
	六千三百円	千六百元
第百六条第一項第二号ハ(1)	七千五百円	二千円
	一万五千五百円	四千円
第百六条第一項第二号ハ(2)	一万二千元	三千円
	二万六百元	五千五百円
第百六条第一項第三号イ(1)	一万二千元	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千円	七千五百円
第百六条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	七千円
	三万二千円	八千円
	三万八千円	九千五百円
	四万四千円	一万千円
	五万五百円	一万三千円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万四千円	一万六千円
第百六条第一項第三号ロ	三万三千円	八千五百円
	四万円	一万五百円
	四万九千円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千円	一万八千五百円
	八万三千円	二万円

第百六条第一項第四号	四千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
第百六条第一項第五号イ	二万三千六百円	六千円
	二万七千六百円	七千円
	三万千六百円	八千円
	三万六千円	九千円
	四万八千円	一万五千元
	四万六千四百円	一万二千元
	五万三千二百円	一万三千五百円
	六万二千二百円	一万五千五百円
	七万四千円	一万八千元
	八万八千八百円	二万二千五百円
第百六条第一項第五号ロ(1)	九千円	二千五百円
	一万八千五百円	五千円
第百六条第一項第五号ロ(2)	一万五千五百円	三千円
	二万五千五百円	六千五百円
第百六条第二項第一号	三千七百元	千円
	四千七百元	千二百円
	六千三百円	千六百元
第百六条第二項第二号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百元
	八千円	二千円

6 法附則第十二条の三第七項に規定する自動車に対する第百六条の規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 改正後の第八十三条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対し

て課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 3 改正後の附則第二十七条の二の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 4 改正後の附則第二十八条の規定は、平成二十六年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十五年分までの自動車税については、なお従前の例による。

(税務課)